

平成30年度奈良県西和医療センター職員定期健康診断等業務委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告します。

平成30年5月16日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県西和医療センター
院長 横山和弘

1. 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成30年度 奈良県西和医療センター職員定期健康診断等業務委託

(2) 委託期間

契約の日～平成31年3月31日

(3) 委託業務の内容

「奈良県西和医療センター職員定期健康診断等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり

(4) 入札方法

入札は仕様書に示す検査項目ごとの入札単価（仕様書に記載された受託者が実施する一切の経費を含む。）に予定受診者数を乗じて得られる金額を合計した総額で行います。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とします。（別記1「入札書の記載」を参照のこと。）

なお、契約にあたっては入札書別紙1の各検査項目ごとの入札単価をもって単価契約とします。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- (5) 確認申請書提出の日から開札の日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。

- (6) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者で、営業種目の大分類が「Q 役務の提供」、中分類が「4 検査・分析・調査業務」、小分類が「①臨床検査・健康診断」に登録をしている者であること。（ただし、入札参加資格確認申請書提出時点において登録が認められていれば可とします。）
- (7) 上記（6）の登録が、奈良県内及び近隣府県に所在地がある本店、支店、営業所等（以下「事業所」という。）でされているものであること。なお、新たに（6）の登録を行おうとする者は、3の（2）に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。
- (8) 過去5年以内（平成25年4月1日～平成30年3月31日）において、100床以上の病院の職員の健康診断の業務に関する契約をし、これらを誠実に履行した実績を有する者であること。又は、国、地方公共団体又は独立行政法人と巡回による健康診断の業務に関する契約を締結し、これらを誠実に履行した実績を有する者であること。
- (9) 次に掲げる（ア）から（カ）のいずれの要件にも該当しないものであること。
- (ア) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）である。
- (イ) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
- (ウ) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
- (オ) (ウ)及び(エ)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (カ) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と購入契約を締結している。

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒636-0802 生駒郡三郷町三室1丁目14番16号

奈良県西和医療センター 総務課 総務係

TEL：0745-32-0505

FAX：0745-32-0547

仕様書等の交付期間は、公告日から5月21（月）までの土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(2) 入札参加資格審査の問い合わせ先及び申請場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁舎主棟1階）

電話番号（直通） 0742-27-8908

4. この競争入札に関する質問の受付および回答

(1) 提出方法

質問は別添（別記様式2）の様式により、FAXによるものとします。また、提出した際は、必ず電話にて受信の確認をしてください。

- (2) 提出先 3の(1)の担当部局のとおり
- (3) 受付期間 平成30年5月21日(月)午後5時まで
- (4) 回答
仕様書等の交付を受けた者に対し、5月23日(水)までにFAXにより回答します。(予定)
※ 電話、又は口頭による質問は受け付けません。

5. 入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出期限 平成30年5月25日(金)午後5時まで
- (2) 提出先 3の(1)の担当部局のとおり
- (3) 提出物
入札参加資格確認申請書(別記様式1)及び添付資料
- (4) 提出方法
持参又は郵送によるものとします。
なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については、提出者のリスク負担とします。
- (5) 提出部数 1部
- (6) 入札参加資格確認書の内容審査
提出された入札参加資格確認書の内容審査の結果は平成30年5月30日(水)までに3の(1)の担当部局からFAXで通知します。

6. 入札説明会

実施しません。

7. 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法
入札書の提出は郵送によるものとします。
 - ア 郵送は書留郵便とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きし、開札日、委託業務名並びに入札者の住所及び商号又は名称並びに連絡先を記載し、3の(1)の担当部局宛の親展として、7の(2)の提出期限までに到着するようにしてください。
 - イ 予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札(2回目)を行う場合がありますので、入札書は初度(1回目)の入札に係る入札書と、再入札(2回目)の入札に係る入札書(又は再入札辞退の入札書)を、郵便により送付してください。
 - ウ 入札書は、初度入札にかかる入札書及び再入札(又は再入札辞退)の入札にかかる入札書を別々に内封筒に入れ、2の(6)の登録に係る登録印で内封筒を封緘してください。初度入札に係る入札書の内封筒の表面に「平成30年度奈良県西和医療センター職員定期健康診断等業務委託に係る入札書(初度入札)」、再入札(又は再入札辞退)の入札に係る入札書の内封筒の表面に「平成30年度奈良県西和医療センター職員定期健康診断等業務委託に係る入札書(再入札)又は(再入札辞退)」と、それぞれ朱書きし、外封筒に封入して送付してください。
 - エ 再入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとします。
 - オ 封緘された入札書が初度又は再入札(又は再入札辞退)を明記した区別がなく郵送されたときは、「同一入札者がなした2以上の入札」に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再入札に係る入札書が不用になった場合は返送します。
 - カ 入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札の辞退を認めること

とします。

キ 前項の場合において、辞退する者は入札を辞退する旨を書面で表し、これを3の(1)の担当部局に提出してください。

(2) 提出期限

平成30年6月5日(火)午後3時までに到着するようにしてください。

なお、入札書が提出期限を過ぎて到着した場合は無効とします。

(3) 提出先

3の(1)の担当部局

8. 開札日時

平成30年6月6日(水)午前11時

入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができます。入札者の代理人が立ち会う場合は、委任状(別記様式4)が必要です。なお、立会人がいない場合は、当該入札事務に関係のない奈良県西和医療センターの職員を立ち合わせて行います。

9. 開札場所

奈良県西和医療センター 事務棟1階 小会議室1

10. 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を締結しない場合には、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第18条第2項の定めるところにより、入札金額の100分5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

11. 契約保証金

地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条に定めるところによります。

12. 入札者に要求される事項

ア この入札に参加する者は、所定の入札参加資格確認申請書を5の(1)に定める日までに提出しなければなりません。

なお、この提出書類に関し、奈良県西和医療センターから説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

イ 入札参加資格確認申請書に基づき参加資格の承認を受けた者を入札参加者とします。

ウ 入札者は、所定の入札書(別記様式3及び入札書別紙1)を作成して封をした上、郵送により所定の日時までに入札してください。

エ 入札者は、その入札した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

13. 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第8条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

14. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

入札執行回数は、2回までとします。初度入札において、各入札者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

ただし、再入札は、当該入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。

なお、再入札で落札者がなかった場合は、随意契約の手続に入ることがあります。

ただし、次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しません。

ア 契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合。

イ 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます）支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

ウ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

エ 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

オ 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

カ エ及びオに掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

キ この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「資材等購入契約」という。）に当たって、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当事者と契約したとき。

ク この契約に係る資材等購入契約に当たって、イからカまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）において、奈良県西和医療センターが当該資材等購入契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1 5. 契約書作成の要否 要します。

1 6. 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

1 7. その他

(1) くじによる落札者の決定

同価の入札者が2者以上ある場合には、くじにより落札者を決定します。

(2) 調達手続きの停止等

この調達に関して、苦情申立に係る処理手続において、契約を停止し、又は解除する場合があります。また、当該事業に係る平成30年度予算案が議決されなかった場合、調達手続の停止等を行います。この場合においても、本入札に要した費用を奈良県西和医療センターに請求することはできません。

(3) 契約の解除等

契約締結後、契約者について、14のイからクまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県西和医療センタ

一に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、14のイ、エ、オ及びカ中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

以上